

会 議 録

会 議 の 名 称	熊谷市都市計画マスタープラン・立地適正化計画 【北部地域】市民説明会
開 催 日 時	令和3年11月23日(火) 開会時刻 午前10時00分 閉会時刻 午前10時50分
開 催 場 所	妻沼中央公民館 大会議室
出 席 者	【事務局】熊谷市都市整備部都市計画課 【市民】4名
会 議 の 議 題	議題1 熊谷市都市計画マスタープラン(案) 議題2 熊谷市立地適正化計画(案)

発言者	発言の要旨
	<p>質疑応答</p>
市民	<p>パブリックコメントの資料は、インターネットで見るとは可能でしょうか。</p>
事務局	<p>インターネットで見ることが出来ます。その他に、各行政センターでは紙資料で熊谷市都市計画マスタープラン（案）、熊谷市立地適正化計画（案）が一式備え付けてあります。</p> <p>ご意見については、意見提出用紙がありますので、そちらでの提出をお願いしています。</p>
市民	<p>立地適正化計画の届出制度についてです。住宅の新築や改築を行う際には、建築審査課に建築確認申請書を提出しますが、それに加えて都市計画課にも届出を提出するのでしょうか。</p>
事務局	<p>その通りです。居住誘導区域の外において住宅の新築や改築を行う際に手続きが1つ増えますが、届出が必要な要件として「1,000㎡以上の規模」、「3戸以上の開発行為」等が定められており、「1戸のみの建築」、「建替え」等の場合には届出が不要です。</p>

－以上－